

第 2 次広島市男女共同参画基本計画等の中間見直し（素案）に対する審議会委員意見について

1 審議会委員意見依頼期間

平成 28 年 1 月 25 日～平成 28 年 2 月 15 日

2 審議会委員からの意見結果

(1) 意見提出者

貴田委員

(2) 意見件数

12 件

(3) 主な基本目標等別の意見の件数

計画	基本目標等	件数
男女	基本目標 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	1
	基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立	1
	基本目標 4 安心して暮らせる環境の整備	2
	基本目標 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	1
	基本目標 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	2
	基本目標 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施	2
DV	第 2 章 計画の基本的な考え方	1
	基本目標 5 関係機関との連携強化	2
計		12

(4) 意見への対応

対応	件数	
	男女計画	DV計画
計画の一部を修正又は追加するもの		3
計画の修正は行わないが、取組の実施において参考とするもの	4	
その他（現状の説明など）	5	
計	9	3

3 審議会委員意見の概要及び意見への対応

(1) 計画の一部を修正又は追加するもの[3件]

計画	基本目標	審議会委員意見の概要	広島市の考え方
1 DV	第2章	「被害者が経済的に安定した生活を営むためには、就労が前提となることから、……」とあるが、「就労が前提」と強調されると被害者にとっては負担になるのではないかと。就業支援を充実させるのは重要であるが、就労が不可能な場合もあることから、「就労が前提となることから」は削除し、「被害者が経済的に安定した生活を営むために、マザーズハローワーク……」としてほしい。	就業支援は、被害者が就業し、経済的に安定した生活を営むために行うものであることから、次のとおり修正します。 ⇒P7「第2章 計画の基本的な考え方ー2 基本目標ー(4)被害者の自立支援の充実」を、「マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にし、被害者が就業し、経済的に安定した生活を営むことができるよう、就業支援を充実させます。」に修正。
2 DV	基本目標5	「被害者に対する調査等を実施し」となっているが、「調査」ではなく、表題どおり「意見聴取」としてほしい。	ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 ⇒P3「序章ー3 計画の体系の見直しー(2)苦情処理体制の確立」の「「被害者に対する調査等を行い、その結果を踏まえ」、P4「序章ー4 重点的に取り組む項目ー(4)支援制度等の充実に向けた被害者からの意見聴取」の「被害者に対する調査等を踏まえ」、P27「基本目標5ー基本施策3 支援制度等の充実ー現状と課題」及び「同基本施策ー具体的施策(1)被害者からの意見聴取」の「被害者に対する調査等を実施し」を、「被害者からの意見を聴き、それを基に」に修正。また、P27の具体的取組「被害者に対する調査等の実施」を「被害者からの意見聴取の実施」に修正。
3 DV	基本目標5	面前DVが児童虐待につながることの広報を追加してほしい。	本市では既にDV防止啓発リーフレット等に、子どもへの影響について記載していますので、計画においても、丁寧に触れることとします。 ⇒P26「基本施策2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化」の「現状と課題」に、「このため、DVに関するリーフレット等に、面前DVが児童虐待であることを記載するとともに」を追加。

(2) 計画の修正は行わないが、取組の実施において参考とするもの[4件]

計画	基本目標	審議会委員意見の概要	広島市の考え方
4 男女	基本目標4	基本施策5「誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり」に、「歩きやすい歩道の整備」を追加してほしい。	P66「基本施策5 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくりー(1)誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり」において、歩きやすい歩道や高齢者等が暮らしやすい住宅の整備など、誰もが暮らしやすい環境の整備について、具体的取組に「ユニバーサルデザインの推進」として記載し、各所管局がそれぞれ取り組んでいます。

計画	基本目標	審議会委員意見の概要	広島市の考え方
5 男女	基本目標 5	近年、インターネットを媒介した生徒、学生に対する売買春、性犯罪が多発している。売買春は犯罪であり、人生を左右する重大な問題であることを、生徒、学生に知らせる取り組みが必要であるため、生徒、学生への啓発を追加してほしい。	P70「基本施策1－(2)啓発の推進及び教育・学習の充実」の、具体的取組「女性に対する暴力をなくす運動」期間などでの街頭啓発等において、生徒、学生への啓発の充実に取り組みます。
6 男女	基本目標 8	望まない妊娠を避けたり、売買春や性犯罪に巻き込まれないためにも、中学校での性教育を実施することを追加してほしい。	性に関する教育については、P87「基本施策4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実－(5)性や健康に関する教育・啓発の推進」において記載しています。中学校を含め、各学校における性に関する学習は、学習指導要領に基づき、子どもたちの発達段階を踏まえながら実施しています。
7 男女	基本目標 8	就学前教育、学校教育における男女共同参画に関する教育の推進の中で、子どもたちを対象とするのはもちろんだが、それを進める保育士や幼稚園教諭、教職員への啓発、教育を追加してほしい。	P87「基本施策4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実－(1)就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進－イ 学校教育関係者等への男女共同参画についての研修・啓発の充実」において、教職員、保育士、保護者等への研修・啓発の充実として記載しています。

(3) その他(現状の説明など)[5件]

計画	基本目標	審議会委員意見の概要	広島市の考え方
8 男女	基本目標 1	「市の女性職員については、地方公務員法に定める平等扱いと成績主義の原則を前提としつつ」とあるが、男性の働き方の見直しなしに女性が管理職に就くのは困難な場合が多いと思う。男性の働き方の見直しと共に、今は過渡期なので、これまでの経験や実績にとらわれることなく、大胆に女性を管理職に登用してはどうか。未熟な部分はフォローしあい、女性の管理職を育てるという視点が必要だと思う。	管理職への登用については、男女の区別なく相応しい能力を有した者を人選することが基本であることから、職員の見識、経験、勤務実績等を総合的に勘案して行っています。こうした中、出産や育児等により長期間職場を離れることの多い女性職員については、その職務経験の不足を補うため、中長期的な視点に立って、計画的な育成に取り組む必要があります。このため、これまで女性職員が管理職に必要な知識や能力を修得できるよう、役職段階に応じたライン職への配置や職域の拡大などに努めてきました。引き続き、こうした取組を積極的に進め、女性職員の育成及び登用の拡大を図るとともに、職員の長時間労働の縮減や有給休暇等の取得の促進にも取り組みます。

計画	基本目標	審議会委員意見の概要	広島市の考え方
9 男女	基本目標 2	「働き方を工夫して労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす」とあるが、意識調査としても、個人で働き方を工夫して労働時間を減らすという表現は不適切ではないか。人員不足で時間外労働を余儀なくされたり、賃金が低く時間外労働をすることで生活を支えている場合も多くみられ、時間外労働をしなくても生活できる賃金が保障されるなど労働条件の向上が必要。長時間労働は個人の問題ではないので、「働き方を工夫して」は削除し「労働時間の削減に取り組んだ人を増やす」としてはどうか。	この指標は、労働者個人の職業生活と家庭生活の調和の推進を図るための指標であり、労働者の意識に関する指標として設定しています。 長時間労働の削減は、個人で解決できない部分もありますが、業務の見直し等で削減に取り組んでいる事例もあり、少しでも労働時間を削減しようという意識を持って、仕事に取り組む人を増やしていきたいと考えています。
10 男女	基本目標 4	「施設を退所し地域で生活する障害者の数を増やす」とあるが、施設でしか生活できない場合もあるので、表現を「施設を退所し地域で生活できる障害者の数を増やす」としてほしい。	この指標は、「第4期広島市障害福祉計画」における数値目標「施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数」により設定しており、地域生活が可能かどうかではなく、実際に地域生活に移行した人数を増やすことを目標としています。 「地域で生活できる障害者」とすると、この趣旨において誤解を生じる可能性があるため、原案どおり「地域で生活する障害者」とします。
11 男女	基本目標 9	平成28年の参議院議員選挙から、18歳以上が投票できるようになる。 広島市は平成27年4月の統一自治体選挙で、これまで選挙人それぞれに選挙ハガキを送付していたものを、世帯主宛てに一括して封筒に同封して送った。「選挙権は一人一人にあるもので、世帯主宛てに送るのはおかしい」と選挙管理委員会に問い合わせると、「国の指導で経費削減のために行った」との回答だった。 経費削減のために世帯主あてに送ることは一人一人の人権をないがしろにするものであり、あらゆる場で男女共同参画社会をめざす広島市の計画に逆行するものである。こういった部門を超えた問題は、「2横断的な取組の推進」により互いに問題解決に対応されるよう期待する。	送付方法を変更したことにより、約970万円の経費削減効果があったほか、「世帯のうち一部のお知らせが届かない」という苦情も大幅に減ったことなど、封書に変更したメリットは大きいと考えています。 また、封入している「選挙のお知らせ」は選挙人毎に住所・氏名の表示がある個票となっており、例えば重大な人権侵害であるDVが原因で住民票を移していない等の理由により、選挙人から個別に名簿登録地外への「選挙のお知らせ」の送付の申出があれば、個別に送付することができる取扱としています。

計画	基本目標	審議会委員意見の概要	広島市の考え方
12 男女	基本目標 9	改正介護保険制度では、①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ、②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加、の2点が追加されているが、被保険者を、個人としてではなく世帯単位で捉えること、特に、世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は「補足給付」の対象外となっていることが問題だと思う。DV被害者については、この項目は対象外とされているが、行政に申し出をしている人が対象外にされるだけであるため、問題だと思う。 また、医療制度について、国民健康保険は、現在、世帯単位になっており、世帯主が他の健康保険に加入していて、所得税・住民税が課税されている世帯の家族が、国民健康保険に加入する場合、世帯主が納付義務者となる擬制世帯主制度は問題だと思う。 社会保障制度が個人ではなく世帯で考えられてきたことを変えていかないといけないと思う。いろいろな制度の中で、男女共同参画とは逆行した国の制度について、各自治体と連携して国に要望・提言されるよう、強く要望する。	介護保険制度を運営するに当たり、その運営に係る費用負担の適正化を図ることは非常に重要なことであると認識しています。 個人単位により費用負担を求めた場合には、十分な資力を有する世帯であるにもかかわらず費用負担が発生しないケースがあることも想定されることから、費用負担の公平性という観点からは、必ずしも適切とはいえない状況が起こる可能性があると考えています。 この度の介護保険法改正においては、高齢化の更なる進展に伴い介護費用が増加する中で、制度の持続可能性を高める必要があることから、利用者負担の見直しを行っていますが、見直しに当たっては、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢世代内での公平化を図ることが考慮されています。 この見直しの一つである補足給付の別世帯配偶者に係る所得の勘案については、夫婦間の扶助義務が、親族間の扶養義務より強く、お互いの生活を保障する義務があると解されていることを前提として、改められたものであることから、法改正の見直しの方針に即したものであるとともに、男女共同参画の考え方に反するものではないと認識しております。 また、この配偶者の所得勘案については、御承知のとおり、DV被害者を対象外とする措置が講じられておりますが、住民票の閲覧交付制限等、他制度による支援の実施状況のみでは、当該措置を必要とする方を適切に把握することができない可能性があるため、当該措置の趣旨に即した運用が可能となるよう、申請時などの機会をとらえて、事実関係を十分に把握した上で、対応したいと考えております。 この度いただいた御意見を参考に、利用者負担の適正化等について問題意識を高めるとともに、必要があれば、国に要望・提言することを検討したいと考えます。 国民健康保険における資格の取得・喪失等の届出義務や保険料の納付義務は、国民健康保険法により、世帯主に課することとされています。 これは、国民健康保険の被保険者の資格は個人でとらえていますが、被保険者の中には、未成年者や意思能力を欠く者、無所得者等がいることから、各種届出や保険料の納付義務については、主たる生計維持者である世帯主に課されているものです。 なお、現在世帯主のみが負っている保険料の納付義務については、世帯主以外の世帯員に対しても連帯して納付義務を負えることを可能とする制度改正を検討するよう、政令指定都市の担当部課長会議を通じて、国に要望しているところです。